

# 構造改善戦略プログラム

## - 「新しい競争の時代」に向かって -

### 1 基本的考え方

#### (1) 建設産業における構造改善の現状

昭和 63 年 5 月 27 日中央建設業審議会第三次答申「今後の建設産業政策の在り方について」において、建設産業における構造改善の必要性が体系的な形で打ち出された。これを受けて、平成元年 3 月に「活力と魅力にあふれた建設産業」の実現を目指すべく「建設業構造改善推進プログラム」(平成元年度～平成 3 年度)が策定され、計画的な構造改善事業が推進されることとなった。また、第一次プログラム終了後の平成 4 年 3 月には「人を大切に作る建設産業を目指して」を副題とした、「第二次構造改善推進プログラム」(平成 4 年度～平成 6 年度)が策定され、「雇用労働条件の改善と人材の確保・育成」、「生産性の向上」等の重点事業を設定しながら、官民一体となって構造改善事業に取り組んできたところである。

この結果、建設業の年間総労働時間は平成元年時点で 2247.6 時間であったのに対して、平成 8 年時点で 2079.6 時間と大幅な労働時間の短縮が達成され、新規学卒者の建設業入職率も平成元年時点の 4.6%から平成 8 年時点で 8.4%と増加した。さらに、元下関係の適正化等を推進する建設生産システム合理化推進協議会が全国 26 府県で設置される等具体的成果を挙げてきている。加えて「建設産業における労働時間短縮推進要綱」、「建設産業における生産システム合理化指針」等各種指針の整備や建設産業人材確保・育成推進協議会のような新たな協議の場の設立は、構造改善の具体的な方向性を明確化することに大きく寄与している。

しかしながら、90 年ぶりの公共工事の入札・契約制度の改革や建設市場の国際化等の建設産業をめぐる「新しい競争の時代」の到来は、バブル崩壊後の建設市場の低迷といった市場環境の変化とあいまって、今までの経営基盤の充実や人材の確保・育成といった構造改善の努力を逆行させることになるのではないかという危惧が建設産業界に広まっている。

#### (2) 建設産業政策大綱の策定

「新しい競争の時代」の到来に対応して、21 世紀に向けて建設産業に対する国民の信頼を確立するとともに、建設産業界に生じている不安と戸惑いを払拭するため、平成 7 年 4 月「建設産業政策大綱」が定められた。

本政策大綱では、建設産業界や各企業だけでは予測困難なこれからの建設産業を取り巻く競争環境についての経済・社会的フレームや将来の制度的枠組みを明らかにするとともに、今後の建設産業政策の基本方向を示している。

建設産業政策の基本方向では 3 つの基本目標が掲げられている。第一の目標は最終消費者である国民に対して、「トータルコスト」で「良いものを安く」提供すること、第二の目標は建設産業が「新しい競争の時代」を乗り切るために「技術と経営

に優れた企業」が努力と工夫により「自由に伸びられる競争環境」を作ること、第三の目標は、建設産業を現場で支える技術と技能に優れた人材が「生涯を託せる産業」を作ることである。

また、これらの3つの基本目標を達成するため、8つの具体的政策の基本方向が示されている。

- 不良不適格業者の徹底した排除
- ソフト分野の金銭的評価の明確化
- 身軽な企業活動の枠組みづくり
- 1 人材育成の推進（企業活動の共通の基盤づくり）
- 2 情報化の推進（企業活動の共通の基盤づくり）
- 中堅・中小企業が伸びる基盤づくり
- 建設産業における品質向上
- 建設産業の自助努力への支援
- 広報活動の充実等

### (3) 「構造改善戦略プログラム」の建設産業政策大綱における位置付け

「新しい競争の時代」に向けての建設産業界の自助努力を行政が重点的かつ積極的に支援していくため、建設産業政策大綱においては、次のような基本的な考え方のもとに「構造改善戦略プログラム」を策定することとされている。

建設産業政策大綱は2010年までの15年間にわたる中長期の将来展望が示されているのに対し、構造改善戦略プログラムは事業の完結性等を勘案して、目標を2000年とした第1期の5年間を対象とするものであること。

建設産業政策大綱が行政の施策と民間の取組みを広く網羅しているのに対し、構造改善戦略プログラムは民間の自主的な構造改善の取組みに対する行政及び(財)建設業振興基金等諸団体の支援を主な内容とすること。

施策の実施に当たっては、その成果を一層高めるために地方公共団体等の積極的参加や関係機関相互の役割分担と協力のもとで、重点的に施策を推進すること。

## 2 事業設定の考え方

### (1) 重点課題及び推進事業の考え方

第二次構造改善推進プログラムにおいては、建設産業の抱える課題に対する構造改善の取組みが広く網羅されているところである。しかしながら現時点においては、ここに掲げられた建設産業の「雇用労働条件の改善と人材の確保・育成」や「経営基盤の強化」等の重点課題が十分には達成されたとは言い難い状況にある。そこで今回の「構造改善戦略プログラム」において、第二次構造改善推進プログラムに掲げられた重点課題及び推進事業については、これを継承することを基本としつつ、時代の要請に対応した以下の見直しを行い、合わせて必要な事業内容の改定及び拡充を行うこととする。

「雇用労働条件の改善と人材の確保・育成」について

新たに「基幹技能者育成推進事業」を追加し、これからの建設技能労働力の質的变化と量的確保に対応していくための事業内容の大幅な見直しを行う。

「生産性の向上」について

今後の「新しい競争の時代」において中堅・中小企業が健全に発展し、また、雇用労働条件の改善を目指す上でも極めて重要な課題であることから、従前の3つの推進事業をいずれも(2)に掲げる戦略的推進事業に位置付けるとともに、事業内容の大幅な拡充を行う。

「建設生産システムにおける合理化の推進」について

第二次構造改善推進プログラムにおいて元下関係の適正化のための各種指針が整備されたことを受けて、今後は指針の徹底と活用のために「建設生産システム合理化推進地方協議会」等の場づくりを積極的に行う。

「建設産業における品質、安全性の確保」について

安全確保対策を一層強化するとともに、今後ますます重要となる建設生産物の「総合的な品質の向上」及び「総合的な環境対策」を新たな推進事業と位置付ける。

「建設産業の国際化への対応」について

1996年1月に発効するWTO政府調達協定の理解促進及び今後の建設市場と建設産業の国際化を推進するために、新たに「建設産業の国際化への対応」を重点課題に加える。

「不良不適格業者の排除」について

行政における指導と合わせて産業界としても適正な競争の場づくりを行うという観点から引き続き事業の推進を図ることとする。

「建設産業に対する理解の増進」について

国民、一般消費者に直接建設産業の姿を伝えるための総合的な広報体制を整備するとともに、建設産業を通じた文化の創造を目指す新たな事業を設定する。

## (2) 戦略的推進事業の考え方

「新しい競争の時代」の到来という建設産業をめぐる環境の変化に対応して、特に厳しい経営環境に置かれる中堅・中小企業を念頭に、建設産業政策大綱の3つの目標を実現する上で、特に重要となる5つの推進事業を「戦略的推進事業」と位置付け、達成目標、推進主体等を明確にして、その実現を重点的に推進していくものとする。

### [ 5つの戦略的推進事業 ]

#### 戦略的推進事業1 基幹技能者育成推進事業

今後、建設労働需給が逼迫する中で、「良いものを安く」提供するために基幹技能者の人材育成が今まで以上に重要性を増すことから、基幹技能者についての「技能開発計画」の策定や技能者の教育システムづくり等により技能の高度化に対応した技能者の育成に対して支援を行うとともに技能の公約評価制度づくりを行う。

#### 戦略的推進事業2 経営基盤強化事業

新しい競争環境の中で中堅・中小企業を中心とした企業の経営基盤の充実が一層重要となることから、経営に優れた中堅・中小企業が特色を活かした成長ができるように、財務管理能力を始めとした総合的な経営力の向上を支援すると同時に、特色ある企業づくりを推進するために優れた企業体質強化事例等の情報提供を行う。

#### 戦略的推進事業3 生産工程改善・技術開発促進事業

良いものを安く提供するために、今後さらに生産工程の改善、技術開発の促進等が不可欠となることから、今後の技術開発の目標を明らかにするための生産性指標、生産性ガイドラインを策定するとともに、技術力の向上等を特に必要とする中堅・中小企業に対し支援、助成を行う。

#### 戦略的推進事業4 情報化推進事業

企画、設計等における業務の効率化から、経営の近代化に至るまで建設産業の情報化が緊急の課題であることから、急速に整備の進むCADによるデータ交換の円滑化やCI-NETの効率的な利用体制づくりに向けての支援を行う。

#### 戦略的推進事業5 総合的品質向上推進事業

未曾有の阪神・淡路大震災の被害を踏まえ、建設生産物に対する国民の信頼を高め、国民生活に不可欠な建設生産物の品質の向上を進めることが必要であることから、建設生産物の品質評価体制、自主的な品質保証体制づくりの取組みに対して積極的な支援を行う。

### 3 事業の推進に当たっての配慮事項

「新しい競争の時代」に向けた建設産業の構造改善を効率的かつ着実に進めるために、事業の実施に当たっては以下の点に留意する。

構造改善事業の効果的な運用を図るために、建設産業団体としての将来ビジョンや企業としての中長期の経営方針を策定する等構造改善に意欲を有する団体、企業に対して事業支援を行うこと。

事業実施の責任体制の強化を図るため、事業ごとの推進主体、事業内容、事業期間等を明確化した上で、一定期間ごとの事業効果の把握を行うこと。

各種支援団体による構造改善事業について十分な調整のもとに重点的な事業展開を図るため、単年度ごとの資金運用を改め、建設産業振興会議を活用して5年間のプログラム実施期間を見通した資金運用計画を立案し、その効率化を図ること。

構造改善の推進に当たっては発注者の理解と都道府県、政令市等における構造改善の支援が不可欠であることから、事業の実施に当たってはその連携強化を図ること。

#### 4 重点課題と推進事業の概要

重点課題	推進事業	事業内容
1 雇用労働条件の改善と人材の確保・育成	1 基幹技能者育成推進事業 (戦略的推進事業)	基幹技能者育成のための「技能開発計画」の策定 都道府県単位の教育訓練基金の造成 拠点的教育訓練施設の整備 教育訓練のための企業間連携の推進 産業界との連携による学校教育での建設技能の学習の拡充 基幹技能者の評価制度の整備 優秀施工者建設大臣顕彰の定着と拡充
	2 総合的人材確保・育成事業	通信衛星放送の人材育成番組内容の充実とネットワークの拡大 民間の研修等に対する総合的支援 女性技能者の就業促進 高齢者活用のための枠組みづくり 技術者の社会的評価制度の拡充
	3 雇用労働条件改善事業	年間総労働時間1,800時間を目指した労働時間短縮の推進 建設業退職金共済制度の完全な履行の推進 賃金台帳整備の推進 建設産業構造に根差した労働条件の改善
2 生産性の向上	4 経営基盤強化事業 (戦略的推進事業)	建設業経理事務士の育成 財務診断・指導の実施・拡充 業種別経営改善指針の作成 経営者等研修の実施 特色ある中堅・中小企業づくりの推進 合併・合同等企業体質強化の推進 事業協同組合の活用等による中小企業経営の効率化促進
	5 生産工程改善・技術開発促進事業 (戦略的推進事業)	生産工程改善策・技術開発情報の提供 公共工事の平準化の促進 中堅・中小企業が生産工程改善、技術開発への支援 技術開発のための人材交流の促進
	6 情報化推進事業 (戦略的推進事業)	中堅・中小企業を中心としたOA化推進 CI-NET <sup>(1)</sup> の実用化、普及推進 設計から施工までのCAD <sup>(2)</sup> 活用推進 建設産業におけるCALS <sup>(3)</sup> の導入推進

3 建設生産システムにおける合理化の推進	7 建設生産システム合理化推進事業	<p>契約締結適正化指針、技能労働者の教育・訓練指針等の普及促進</p> <p>元下関係を対等に話し合える建設生産システム合理化推進地方協議会などの場づくりや元下関係の相談窓口づくりの推進</p> <p>施工体系図、施工体制台帳整備の徹底</p> <p>専門工事業者の技術・技能評価指針づくり</p>
4 建設産業における品質、安全性の確保	8 総合的品質向上推進事業 (戦略的推進事業)	<p>自主的な建設生産物の品質表示のための指針づくり</p> <p>自主的な品質保証のための指針づくり</p> <p>産業界の品質情報の整備・提供</p>
	9 総合的安全対策事業	<p>「安全確保のための行動計画」の策定の普及・啓発</p> <p>安全活動評価指針の作成</p> <p>技術者、技能者に対する安全講習の推進</p>
	10 総合的環境対策事業	<p>環境管理・監査ガイドラインづくりへの支援</p> <p>建設副産物のリサイクル促進に関する体制整備</p> <p>地球環境保全に関する意識の啓蒙及び保全活動の促進</p>
5 建設産業の国際化への対応	11 建設市場国際化事業	<p>WTO政府調達協定の理解促進</p> <p>輸入資材の活用推進</p> <p>国際規格への対応のための体制づくり</p>
6 不良不適格業者の排除	12 建設業法等遵守促進事業	<p>技術者専任制をリアルタイムで確認できる体制の拡充</p> <p>一括下請契約や下請代金支払の適正化等を監視する体制の強化</p> <p>独占禁止法等の遵守促進</p> <p>暴力団排除に関する連絡監視体制の強化</p>
	13 共同企業体適正化事業	<p>共同企業体制度の活用状況の把握と共同企業体運用準則の定着促進等</p> <p>共同企業体運営指針の普及・促進</p>
7 建設産業に対する理解の増進	14 建設産業広報推進事業	<p>建設産業の業種横断的広報体制の整備</p> <p>多様なマスメディアを総合的に活用した建設産業のPRの推進</p> <p>公共施設を活用した国民に「顔の見える建設産業」のための広報活動の推進</p>
	15 建設産業文化創造事業	<p>建設関連総合図書館・博物館構想の推進</p> <p>国際的情報交流・人材交流による国際貢献の推進</p> <p>建設産業の学術的研究の推進</p>

(注)

( 1 ) CI-NET ( Construction Industry -NETwork )

建設産業における情報ネットワーク。コンピュータをオンラインで接続したネットワークを活用し、標準化された方法で企業間等の取引データを交換することにより、業務の合理化及び効率化を図る。

( 2 ) CAD ( Computer Aided Design )

コンピュータを使った設計のこと。設計を自動化し、製図作業を節約する等の利点がある。

( 3 ) CALS ( Continuous Acquisition and Life-cycle Support )

企業間等において、設計から製造、流通、保守に至る製品等のライフサイクル全般にわたる各種情報を電子化し、ネットワークを介して交換及び共有するシステム。開発コストの削減、所有時間の短縮及びペーパーレス化が図れる。

## 5 戦略的推進事業の概要

戦略的推進事業 1 基幹技能者育成推進事業	
事業の狙い（政策大綱における 2010 年に向けての目標）	
<p>現場技能の高度化・複合化に対応できる基幹技能者を確保育成するため、都道府県レベル及び全国レベルの技能者教育システムの整備を推進するとともに、現場作業に必須の技能を公的に評価し、これらを経営事項審査及び発注施策へ反映させ、もって基幹技能者が建設産業に生涯を託せるような労働条件の改善を促進する。</p>	
具体的目標（5 年間のプログラムにおける達成目標）	
<p>基幹技能者像を明確化した上、その育成方策を示した「技能開発計画」を主要職種ごとに策定する。</p> <p>技能者育成のための都道府県レベルの基金の造成、専門工事業者による拠点的教育訓練施設の整備等の技能者の教育システムづくりを推進する。</p> <p>現在の技能者評価制度を広く検討した上で、基幹技能者の評価制度を整備し、これを経営事項審査や発注施策へ反映させる。</p>	
事業内容（事業の進め方を含めた具体的推進策等）	
<p>(1) 「技能開発計画」の策定への支援</p> <p>関係省庁の協力のもと、建設産業人材確保・育成推進協議会において、「技能開発計画」の策定に当たり考慮すべき基本事項、留意点等を基本指針として明示し、これを基に建設産業団体は主要職種ごとに「技能開発計画」を策定する。</p> <p>(2) 技能者の教育システムづくりに対する助成、情報提供等の支援</p> <p>都道府県単位の教育訓練基金の造成等</p> <p>現場の建設技能者を擁する専門工事業者のみならず、総合工事業者・地方公共団体等が一体となって、都道府県単位の人材育成のための基金の造成、職業訓練法人の整備等を行い、これによって事業主・受講者に対する助成等を実施し、人材育成及びその支援の体制を構築する。</p> <p>拠点的教育訓練施設の整備</p> <p>中小企業の多い専門工事業者団体が効率的・現場即応的な教育訓練を実施できるようにするため、建設産業団体等が中心となって拠点的教育訓練施設の管理方法、教育内容等を検討の上、その整備を図る。</p> <p>教育訓練のための企業間連携の推進</p> <p>職場訓練（OJT）の効果的な実施を目指し、建設産業人材確保・育成推進協議会において、熟練技能者を多く擁する企業と熟練工が少なく OJT が進まない企業との間で技能者の人材交流等のガイドラインを策定し、またこれを活用した企業連携による OJT の成功事例を情報通信等を通じて紹介する。さらに、こ</p>	



れらをより強力に推進するため、建設生産システム合理化推進協議会を活用し、発注者の協力を得て、技能者育成モデル事業を創設する。

産業界との連携による学校教育での建設技能実習の拡充

建設産業人材確保・育成推進協議会において関係省庁と連携しつつ、高校在学中の技能資格の取得や実習等の単位認定等について条件整備を行うとともに、工業高校の実習の講師に産業界で活躍する者の招聘、産業界による学校教師を対象とした実習指導のための研修の実施等により高校での建設技能の実習の充実を図る。

(3) 基幹技能者の評価制度の整備

建設産業人材確保・育成推進協議会、(財)建設産業教育センターにおいて関係省庁と連携して、現在の技能評価制度である職業能力開発促進法上の技能士資格や、建設マスター制度の効果的な活用方法等について検討する。その上で、基幹技能者の技能を公約に評価する制度を確立するほか、経営事項審査における技能者の評価方法の見直しを行い、また一定の資格を有する技能者の工事作業現場での常駐制度等により基幹技能者を発注施策上反映させる。

推 進 主 体

(財)建設産業教育センター、(財)建設業福祉共済団、建設産業人材確保・育成推進協議会、建設生産システム合理化推進協議会、(財)建設業振興基金、建設産業団体

<b>戦略的推進事業 2 経営基盤強化事業</b>	
<b>事業の狙い(政策大綱における2010年に向けての目標)</b>	
<p>中堅・中小建設業者を対象に、経営基盤の強化、経営の近代化を促進することによって、「経営に優れた企業」が新しい競争環境の中で、企業の特徴を活かした成長ができるような環境を作る。</p>	
<b>具体的目標(5カ年のプログラムにおける達成目標)</b>	
<p>経営基盤の強化を図るために、2級以上の建設業経理事務士を一定規模以上の企業は1名以上育成できるよう重点的な支援を行う。</p> <p>中堅・中小企業を中心に経営管理能力の向上を図るために延べ50,000社に及ぶ財務診断及び延べ1,000人程度の経営者等研修を実施する。</p> <p>各企業が特色ある企業づくりを進める上で必要な情報提供、相談窓口の整備を行う。</p>	
<b>事業内容(事業の進め方を含めた具体的推進策等)</b>	
<p>(1) 建設業経理事務士を活かした経営基盤体制づくり</p> <p>株式会社の条件である資本金が1千万円以上の企業が、2級以上の建設業経理事務士の有資格者を1名以上育成するために、資格取得を支援する講習会・研修等の実施及び支援を行う。また、建設業経理事務士の有資格者を通じて、企業の経営体質強化のための支援体制を作る。</p> <p>(2) 自主的な経営管理能力の向上促進</p> <p>経営改善に意欲のある中堅・中小企業を対象に、財務諸表に基づいた財務診断を実施する。また、数十名規模で討論形式の経営者等研修を多数開催し、経営者として必要な総合的な経営管理能力の向上のための支援を行う。</p> <p>(3) 特色ある企業づくりの推進</p> <p>特色ある経営戦略、技術開発等により飛躍した中堅・中小企業、合併・企業合同等の組織改革によって発展した企業等の成功事例や成長に至るまでのポイント等を情報通信を活用して幅広く提供する。また、特色ある企業づくりを推進するに当たり、中堅・中小企業の相談に応じられる専門的資格を備えた担当者を育成し、的確な指導等の行える相談窓口を設ける等企業の体質強化のための支援体制を整備する。</p>	
<b>推進主体</b>	(財)建設業振興基金

### 戦略的推進事業3 生産工程改善・技術開発促進事業

#### 事業の狙い(政策大綱における2010年に向けての目標)

エンドユーザーに「トータルコスト」で「良いものを安く」提供するためには、コストダウンに向けた省力化、生産性の合理化、新技術・新工法の開発等の様々な努力が必要である。このため、特に建設生産現場における生産工程の改善や建設技術開発の促進を図るための支援措置、生産性を適切に評価するための指標の整備、活用等を講ずる。

#### 具体的目標(5ヵ年のプログラムにおける達成目標)

各企業が自らの生産性の程度を認識し、達成目標の設定を可能にするために、建設産業の各分野における生産性指標及び生産性ガイドラインを策定する。

中堅・中小企業を中心に、生産工程の改善や技術開発に対しての助成を公募により行う。

生産工程の改善や技術開発の民間共同研究を促進するため、これら情報の提供、斡旋等を行う体制を整備する。

#### 事業内容(事業の進め方を含めた具体的推進策等)

##### (1) 生産性指標、生産性ガイドラインの策定

今後の建設産業における生産性向上を図るための視点、分野、目標、推進方策や生産性向上の取組みを適切に表現できる指標等を策定するため、有職者を含む「建設生産性向上委員会(仮称)」を設置し、各業界分野ごとに生産性指標及び生産性ガイドラインを明確化する。

##### (2) 助成事業の実施等

生産性ガイドラインに基づき、広く公募によって中堅・中小建設業者の意欲ある生産工程改善や各種技術開発に対しての助成を行う。また、その成果を情報通信等を活用して積極的に提供する体制を整備する。

##### (3) 技術開発等に関する情報提供の整備

生産工程の改善や技術開発の民間共同研究を促進するため、各研究機関、企業が取り組んでいる研究内容やその結果及び施工事例等を集約し、情報通信等を活用することによって広く情報の提供、斡旋等を行う体制を整備する。

#### 推進主体

(財)建設業技術者センター、(財)建設業振興基金

## 戦略的推進事業 4 情報化推進事業

### 事業の狙い(政策大綱における2010年に向けての目標)

建設生産物に関するトータルコストの低減、品質の向上さらには元下関係の適正化を推進するために、建設産業における一層の情報化を推進する。このためCADデータの変換を始め、企業内の情報化のみならず、電子データ交換により建設産業に關与する主体間の情報化を定着化させる。また、CALSの導入を行う。

### 具体的目標(5カ年のプログラムにおける達成目標)

建設産業の情報化を浸透させるために、中堅・中小企業のOA化を促進する。CI-NETの簡易な標準ツールを選定し、中堅・中小企業への普及を促進する。数百社から構成されるCI-NETの取引業務体制づくりを行う。資本金5千万円以上の特定建設業者に対してCADによるデータ交換を促進させる。

### 事業内容(事業の進め方を含めた具体的推進策等)

#### (1) 中堅・中小企業の情報化づくり

情報化の必要性、効率性等についての理解を中堅・中小企業の経営者層に深めてもらうために、重点的にOA講習会等を実施し、5年間で延べ10,000社の中堅・中小企業のOA化に対する支援を行う。

#### (2) 簡易な標準ツールの選定

CI-NETに対応する標準的なツールの開発に対して集中的な助成を行い、簡易な普及タイプの標準ツールを選定する。

#### (3) CI-NETの実用的な利用体制づくり

全国から一定の情報処理能力、経営管理能力をもつ数百社の企業よりなるモデル・ネットワークを設定し、標準ツールによるCI-NETの実用化を支援することにより、本格的な体制の拡充に努める。

#### (4) CADモデル事業の実施

CADのデータ変換に意欲的に取組む企業について、実用化支援のためのモデル事業を実施し技術的支援や助成を行う。また特に資本金5千万円以上の特定建設業者に対しては積極的にモデル事業を活用した重点的な支援や助成を行い、CADによるデータ変換の促進を行う。

### 推進主体

(財)建設業振興基金

戦略的推進事業 5 総合的品質向上推進事業	
事業の狙い(政策大綱における2010年に向けての目標)	
国民の社会生活、経済生活の根幹を支える建設生産物の品質保証体制を確立することにより、国民の建設産業に対する信頼を築くとともに、価格と品質の総合競争を行いエンドユーザーに「トータルコスト」で「良いものを安く」提供することを可能にする。	
具体的目標(5カ年のプログラムにおける達成目標)	
<p>建設生産物の品質表示を推進し、最終消費者である国民が品質評価を行える指標づくりを行う。</p> <p>各建設産業団体ごとに自主的な品質保証体制づくりを行う。</p> <p>一般消費者や発注機関等が各企業の品質に関する情報を的確に把握できるようにする。</p>	
事業内容(事業の進め方を含めた具体的推進策等)	
<p>(1) 建設生産物の品質表示のための指針づくり 建設生産物に対する消費者保護の観点から、各建設産業団体及び企業は品質基準や品質管理方法等の遵守に加えて、一般消費者から理解されやすい建設生産物の品質指標並びに品質の開示方法等について具体的な施策を検討し、国民が品質評価を行うことのできる品質表示のための指針づくりを行う。</p> <p>(2) 自主的な品質保証のための指針づくり 各建設産業団体及び企業は、品質指標に基づいて開示された建設生産物の品質が一般消費者に対して確実に保証されるように、自主的な品質保証のための指針づくりを行い、体制の拡充を図る。</p> <p>(3) 企業の品質情報の整備・提供 価格と品質の総合的な競争体制づくりを推進し、各建設産業団体が設定している建設生産物に関する品質情報を広く一般消費者や発注機関が把握するために、情報通信等を利用した情報提供体制を整備する。</p>	
推進主体	
建設産業団体、(財)建設業振興基金	